

1. 事前公表型の自己株式取得とは

事前公表型の自己株式取得とは、持合いの解消等、特定の株主から売却が予定されている場合等に、買付日の前日にあらかじめ具体的な買付内容を公表したうえで、オークション市場(通常の立会取引)か、立会外取引の「終値取引」または「自己株式立会外買付取引」において、一般の投資家の注文とともに、株主による売付注文と買付会社の買付注文を執行するものです。

事前に具体的な買付内容を公表したうえで行うのは、売り方である株主は自己株式取得の情報を入手しているため、当該情報の公表によって自己株式取得に係るインサイダー取引規制の問題を回避するためです。

なお、事前公表型の終値取引、自己株式立会外買付取引及びオークション市場を利用した自己株式取得は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第23条(取引の公正の観点から適当と認められる方法)の要件を満たす買付方法となっています。

【事前公表型の自己株式取得のメリット】

一般的に事前公表型の自己株式取得のメリットは、以下のとおりです。

- ① 日々の株価動向等をみながら機動的な買付けが可能であり、また、公開買付け等と異なり、法定公告を求められることがないためコスト・メリットが高い。
- ② 株主からまとまった数量の買付けが可能。
- ③ インサイダー取引規制や相場操縦規制の問題はディスクロージャーにより対応。
- ④ 取引所での売買であるため、他の株主の取引機会を確保し、取引の公正性や透明性を確保。

2. 終値取引による事前公表型の自己株式取得

終値取引とは、立会時間外に行われる「立会外取引」の1つです。

具体的には、通常のオークション市場で決まった最終値段で、立会時間外に売り注文と買い注文を集めて取引を成立させるものです。

なお、重複上場銘柄については本所があらかじめ指定した取引所の最終値段を採用します。

取引時刻は、午前8時50分(前日の最終値段)、午後12時20分(前場の最終値段)、午後4時(当日の最終値段)の3回で、事前公表型の自己株式取得は午前8時50分の取引時刻を利用して行われます。

終値取引による事前公表型の自己株式取得のメリットは、上記「事前公表型の自己株式取得のメリット」に加えて、下記のメリットがあります。

- ① 既に決定した価格で取引が行われるため、あらかじめ買付(株主にとっては売付)代金が確定。
- ② 既に決定した価格で、かつ、立会時間外の取引のため、マーケットに直接的なインパクトを与えることはない。

【終値取引による事前公表型の自己株式取得の流れ】

終値取引による事前公表型の自己株式取得の流れは、以下のとおりです。

	株主総会決議に基づく取得	取締役会決議に基づく取得
	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会における自己株式取得(授權枠)議案の決定 株主総会における自己株式取得決議 	<ul style="list-style-type: none"> 定款に基づき自己株式取得の当初取締役会決議
	<ul style="list-style-type: none"> 売り方に売却意向の確認 	
X日-1 15時30分～	<ul style="list-style-type: none"> 終値取引による買付内容の決定 買付内容をTDnet登録 	
X日 8時20分～ 8時50分 8時50分～	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社へ注文発注 証券会社が福証へ注文発注 取引成立 買付結果をTDnet登録 	

【終値取引による事前公表型の自己株式取得の留意点】

(1) 終値取引の取引値段について

終値取引の取引値段は、午前8時50分の取引については、前日の普通取引における最終値段(最終気配値段を含む)と定められています。

前日の最終値段が1,000円で最終気配値段が表示されていない場合は、終値取引の取引値段は1,000円となります。

また、前日の最終値段が1,000円で、その後買い注文が集まり、1,020円買い特別気配が表示されて立会が終了した場合は、最終気配値段は1,020円となり終値取引の取引値段は1,020円となりますので、ご留意が必要です。

実際の買付けを実施される際に、終値取引における取引価格の確認を希望される場合は、立会終了後に本所市場部までご照会ください。

(2) 終値取引のルール

終値取引では、原則として、売り注文と買い注文を時間的に早く福証に発注されたものから優先して成立させることとなります。

自己株式取得の場合において、自社の買い注文よりも他の買い注文が先に発注された場合には、予定数量についての買い付けができない場合があります。

午前8時50分の取引を例とすると具体的には以下のとおりとなります。(証券会社は8時20分から注文を発注することとなります。)

注文の状況

時刻	売り注文	買い注文
8時20分	A証券 10万株	
8時23分		B証券 5万株
8時28分	C証券 1万株	
8時35分		D証券 10万株

午前8時50分の取引結果

証券会社	取引成立数
A	10万株の売り注文全て
B	5万株の買い注文全て
C	1万株の売り注文全て
D	10万株のうち6万株の買い注文（4万株は不成立）

(3) クロス取引の禁止

終値取引においては、売り注文と買い注文をあらかじめ合致した注文として発注するクロス取引による方法が可能ですが、自己株式取得の場合はクロス取引による方法で行うことはできません。

これは、終値取引では売り買い注文について時間的に早く取引所へ発注されたものから優先して取引が成立することとなりますが、クロス取引による方法の場合には、取引所への発注時間に拘らず優先して取引が成立するため、他の会員の注文を排除してしまうこととなり、会社法における株主平等の原則の趣旨に反することとなるためです。

したがって、売り方・買い方が同一の証券会社に注文を発注することは可能ですが、それを受けた証券会社は、売り注文と買い注文を別々に発注する方法が必要となります。

3. 自己株式立会外買付取引による事前公表型の自己株式取得

自己株式立会外買付取引とは、立会時間外に行われる「立会外取引」の1つで、平成21年4月から新たに導入したものであり、買い方を発行会社に限定した自己株式取得専用の取引です。

買付日の前日に買付証券会社は本所へ自己株式立会外買付取引の届出を行います。

買付日前日の通常のオークション市場で決まった最終値段で、買付日の午前8時20分から午前8時50分までの注文受付時間終了後に売買を成立させます。

なお、重複上場銘柄については本所があらかじめ指定した取引所の最終値段を採用します。

終値取引では完全時間優先で売買が成立するのに対し、買付数量に相当する売付数量を本所が定める配分方法をもって配分します。

自己株式立会外買付取引による事前公表型の自己株式取得のメリットは、上記「事前公表型の自己株式取得のメリット」に加えて、下記のメリットがあります。

- ① 既に決定した価格で取引が行われるため、あらかじめ買付（株主にとっては売付）代金が確定。
- ② 既に決定した価格で、かつ、立会時間外の取引のため、マーケットに直接的なインパクトを与えることはない。
- ③ 買付注文は当該買付発行会社からのみとなり、他の買付注文は入らない。
- ④ 信用取引を利用した空売りができないため、予想外の売付注文が入りにくくなる。

【自己株式立会外買付取引による事前公表型の自己株式取得の流れ】

自己株式立会外買付取引による事前公表型の自己株式取得の流れは、以下のとおりです。

	株主総会決議に基づく取得	取締役会決議に基づく取得
	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会における自己株式取得(授権枠)議案の決定 ・株主総会における自己株式取得決議 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に基づき自己株式取得の当初取締役会決議
	<ul style="list-style-type: none"> ・売り方に売却意向の確認 	
X日－1 15時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・自己株式立会外買付取引による買付内容の決定 ・証券会社は「自己株式立会外買付取引届出書」を本所に提出 ・買付内容をTDnet登録 ・本所は、値段その他必要事項を発表 	
X日 8時20分～ 8時50分 8時50分～	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社へ注文発注 ・証券会社が福証へ注文発注 ・取引成立 ・買付結果をTDnet登録 	

【自己株式立会外買付取引による事前公表型の自己株式取得の留意点】

(1) 自己株式立会外買付取引の取引値段について

自己株式立会外買付取引の取引値段は、買付前日の普通取引における最終値段（最終気配値段を含む）と定められています。

前日の最終値段が1,000円で最終気配値段が表示されていない場合は、自己株式立会外買付取引の取引値段は1,000円となります。

また、前日の最終値段が1,000円で、その後買い注文が集まり、1,020円買い特別気配が表示されて立会が終了した場合は、最終気配値段は1,020円となり自己株式立会外買付取引の取引値段は1,020円となりますので、ご留意が必要です。

実際の買付けを実施される際に、自己株式立会外買付取引における取引価格の確認を希望される場合は、立会終了後に本所市場部までご照会ください。

(2) 自己株式立会外買付取引のルール

自己株式立会外買付取引では、発行会社の買付注文に売付注文を対当させることにより、売買を成立させることとなります。

ただし、売付数量が買付予定数量を上回った場合、以下の順位により対当させます。

第1順位 顧客（金融商品取引業者を除く。）からの委託に基づく売付申込数量

第2順位 金融商品取引業者の自己の計算に基づく売付申込数量

上記の各順位における売付申込数量の対当順位は次のとおりとします。この場合において、同一会員の売付申込数量が自己株式立会外買付総数量を超えているときは、当該売付申込数量は、自己株式立会外買付総数量と同数量とします。

- ① 会員単位により申込数量の多い会員から少ない会員の順序で最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、対当させるものとします。
- ② 最小単位以外の数量については、会員単位でその数量に按分比率（最小単位配分後の売付申込数量に対する、①の最小単位対当後の自己株式立会外買付総数量の比率）を乗じた数量を対当させるものとします。
ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
- ③ ②の切捨数量が多い会員から、最小単位を順次対当させるものとします。

具体的には以下のとおりとなります。（買付申込みは前日の本所への届出をもって行ったこととなり、売付申込証券会社は8時20分から注文を発注することとなります。なお、按分方法の詳細は省略しています。）

注文の状況

時刻	売り注文	買い注文
8時20分		A証券 10万株
8時23分	B証券 5万株	
8時28分	C証券 10万株	
8時35分	D証券 10万株	
8時47分	E証券 10万株	

売付申込時間終了後の取引結果

証券会社	取引成立数
A	10万株の買い注文全て
B	5万株のうち1万5千株の売り注文（3万5千株は不成立）
C	10万株のうち2万9千株の売り注文（7万1千株は不成立）
D	10万株のうち2万8千株の売り注文（7万2千株は不成立）
E	10万株のうち2万8千株の売り注文（7万2千株は不成立）

4. オークション市場における事前公表型の自己株式取得

オークション市場における事前公表型の自己株式取得は、通常の取引のなかで買付けを行います。オークション市場における事前公表型の自己株式取得は、1. に記載のとおりの特長がありますが、以下の点にご留意が必要です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 通常の売買が行われているため、他の注文状況によって成立値段が不確定。 ② 数量によってマーケットに与えるインパクトが大きい。 |
|---|

【オークションによる事前公表型の自己株式取得の流れ】

オークションによる事前公表型の自己株式取得の流れは、以下のとおりです。

	株主総会決議に基づく取得	取締役会決議に基づく取得
	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会における自己株式取得(授権枠)議案の決定 ・株主総会における自己株式取得決議 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に基づき自己株式取得の当初取締役会決議
	<ul style="list-style-type: none"> ・売り方に売却意向の確認 	
X日-1 15時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション市場での買付内容の決定 ・買付内容をTDnet登録 	
X日 8時30分～ 9時00分 15時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社へ注文発注 ・証券会社が福証へ注文発注 ・立会開始 ・立会終了 ・買付結果をTDnet登録 	

以上